

平成24年度諫早市住宅用太陽光発電システム導入費補助金 手続き上の注意事項

平成21～23年度に質問や誤りなどが多かった項目及び平成24年度からの変更点について、以下のとおり記載しておりますので、交付申請前に必ずご確認ください(平成24年度から新たに変更する箇所には下線を付しています)。

なお、手続きの詳細については、別途「手続きの手引き」もご確認ください。

【全般的事項】

- ① 交付申請書の提出を受けた時点では全件とも仮受付扱いとし、その後に、市税等(市区町村税、国民健康保険料(国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を含む)及び児童福祉費負担金(保育料))が完納されていることなどの補助要件を全て満たしていることが確認できた時点で正式に受付けたものとします。
- ② 交付申請書の提出については、郵送は不可としておりますので、必ず市環境政策課又は支所住民福祉課の窓口へ直接提出して下さい。なお、交付決定以降の計画変更承認申請書、実績報告書、請求書等の提出については、郵送でも構いません。
- ③ 平成24年度の交付申請書等の様式は、平成23年度より変更している箇所がありますので、平成23年度様式は一切使用しないで下さい。
- ④ 交付申請書、補助金振込先口座登録申出書、計画変更承認申請書、中止承認申請書、実績報告書、住所変更届、請求書の押印には、必ず同一の印鑑を使用して下さい。

【補助対象者】

- ① 平成21～23年度に本補助金の交付を受けた方は補助対象になりません(補助金の交付を受けることができる太陽光発電システムの基数は1世帯につき1基限りとなります)。
- ② 本補助金は居住用の専用住宅及び店舗・事務所等兼用住宅に対する補助金であるため、共同住宅及び別荘は補助対象になりません。また、常時居住していない住宅(住民票が別にある場合)も、単身赴任者等の一部の例外を除いては補助対象になりません。
- ③ 平成24年度より、市税等の完納要件に児童福祉費負担金(保育料)を追加しております。
- ④ 市税等の未納が確認された場合は、仮受付した申請書を一旦返却することになりますので、事前に納付状況を確認のうえ交付申請してください。

【交付申請】

- ① 交付申請にあたっては、交付決定後に計画中止となることがないように、期限内の工事完了が確実に見込まれるようになった時点で申請して下さい。
- ② 交付申請書に添付が必要な工事請負契約書等の写しについて、契約書に補助対象経費の記載がない場合や契約書に記載の工事開始予定日・工事完了予定日を変更する場合は、別途、工事請負契約書等と同じ捺印がされている工事内訳書の添付が必要になります。
- ③ 交付申請書に添付が必要な補助金振込先口座登録申出書の押印は、交付申請書と同一印であればよく、通帳印である必要はありません。

【対象システムの設置】

- ① 工事着工日は、市の交付決定通知書に記載された交付決定日以降でなければなりません。なお、事前着工された場合は、補助金の交付はできません。
- ② 工事完了日は、電力会社と対象システムの電力受給を開始した日になります。
- ③ 工事完了が平成25年4月1日(月)以降となる場合は、補助金の対象となりません。

【計画変更と中止】

- ① 交付決定後に、やむを得ない理由により、対象システムの設置が市の交付決定通知書に記載する工事完了期限内に完了しない場合は、事前に計画変更承認申請書を提出して下さい。なお、事後に提出された場合は、補助金の交付ができなくなる場合があります。

【実績報告】

- ① 実績報告書は工事完了から30日以内又は平成25年3月29日(金)までのいずれか早い日までに提出して下さい。なお、期限を過ぎてから提出された場合は、補助金の交付ができなくなる場合があります。
- ② 実績報告書に添付が必要な写真には、対象システムを設置した建物の全景写真と対象システムのうちモジュールの設置状況を示す写真の両方が必要になります。
- ③ 対象システムのうちモジュールの設置状況を示す写真は、設置されたモジュールの全ての枚数が確認できるものが必要ですが、写真により全ての枚数が確認できない場合は、別途、システム配置図の添付も必要になります。
- ④ 実績報告書に添付が必要な対象システムの設置に係る領収書の写しは、新築の場合や他の機器との同時設置の場合、対象システムの設置に係る金額が分かるように明記するか、別途、領収書と同じ捺印がなされている領収書内訳書を添付して下さい。
- ⑤ 実績報告書に添付が必要な出力対比表は、メーカー又はメーカーを代行できる業者が発行する場合以外は、別途、太陽光電池モジュールの梱包に同梱されている製造番号票の写しの添付も必要になります。

【補助金の額の確定及び支払】

- ① 請求書は一切の訂正ができませんので、記載内容に誤りがある場合は再度作成し直して下さい。

施工業者様へのお願い

各種報道などによりますと、太陽光発電システム設置時の施工誤りによる雨漏りなどの被害が全国的に報告されているようです。本市補助金の対象となる太陽光発電システム設置工事については、同様の問題が生じないよう、施工に際しては十分なお配慮をお願いします。

本補助金につきまして不明な点などがありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

諫早市 市民生活環境部 環境政策課 担当:隈部(クマベ)

〒854-8601 諫早市東小路町7番1号

TEL:0957-22-2570(直通) FAX:0957-22-2579